

第 1 いじめの定義

基本方針では、「いじめ」とは、児童生徒と一定の人間関係（※1）にある、他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとします。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが必要です。その際、いじめには、多様な態様があることを考慮し、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにします。

また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（以下「いじめ・不登校対策委員会」という。）を活用し、組織的に判断します。

さらに、いじめのうち、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときなどは重大事態（※3）として取扱います。

※1 「一定の人間関係」とは

- ・ 学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、当該児童生徒が関わっている塾やスポーツクラブ等の仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒との何らかの人間関係がある状態

※2 「物理的な影響」とは

- ・ 身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること

※3 「重大事態」とは

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間（30 日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
欠席期間が 7 日を経過した際には、児童生徒の心身への被害を鑑み、重大事態に向けて、いじめの調査を慎重に行うようにする。
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると見込まれるとき